

筑紫野市総合公園大型複合遊具更新事業（設計・施工）

プロポーザル実施要領

令和7年4月

筑紫野市 建設部 管理保全課

筑紫野市総合公園大型複合遊具更新事業（設計・施工） プロポーザル実施要領

1 目的

筑紫野市総合公園（以下「総合公園」という。）は、平成12年の開園から約25年が経過し、開園当初から設置された遊具については、老朽化が顕著な状態となっている。その中でも、「天拝の船」は、全国でも有数の巨大複合遊具として、公園のシンボルだけにとどまらず、筑紫野市のシンボルとも言える遊具であり、老朽化による影響は公園自体の魅力を大きく損なうものになっている。

本事業は、総合公園の「天拝の船」が今後も長きに渡り、本市のシンボルとして広く市民に愛され、安全・安心に利用できる遊具であり続けるため、豊富な経験と高い専門知識を持ち、総合的な企画力及び技術力を有する設計・施工候補者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するものである。

2 整備コンセプト

本事業の目的を効果的に達成するために以下の4つの整備コンセプトを掲げ、更新事業を進めていく。

(1) 全体像

- ① 現在の「天拝の船」のコンセプトを引継いだシンボリックなデザインで、子どもたちの夢を叶える、わくわくとドキドキが詰まった日本一の船形遊具とする。
- ② 多階層的なゾーニングを行うなど、誰もがそれぞれの年齢や特性に応じて楽しみ方を発見できるように工夫され、船内探索を疑似体験できるような通路、デッキ等と壮観で感動を与えるような眺望の展望台を有する遊具とする。

(2) 子どもの成長を育む遊具

- ① 子どもたちの意見を反映し、それぞれの興味や成長に応じて、多様な遊び方を自ら考えて実践できる、子どもの成長を育む遊具とする。
- ② 子どもの様子を安心して見守ることができ、必要な時には手助けができる、親子の成長と自立に資する遊具とする。

(3) 安全性の確保と管理コストの低減

- ① 遊具単体が必要な安全基準を満たすことはもとより、巨大複合遊具として構造的な危険がないように考慮され、高所からの落下等利用者に危険が及び得ないものとする。
- ② 剥離、脱落しやすい部品や腐食、劣化しやすい木材やネットなどの使用を極力控え、かつ調達が容易で汎用性があるものを使用したうえで、点検や修繕がしやすい構造とすることで管理コストを低減する。

(4) 事業費の縮減と工期の短縮

- ① 工事等の安全と更新する遊具の質の担保を最優先事項としたうえで、施工方法やスケジュールの効率化等、あらゆる手段を検討し、費用の縮減と工期の短縮を図る。

3 事業概要

(1) 事業名

筑紫野市総合公園大型複合遊具更新事業（設計・施工）

(2) 事業箇所

筑紫野市山口382-6ほか（総合公園内）

(3) 大型遊具設置エリア

筑紫野市総合公園内 約 4,000 m²（下図参照）

※ 設置エリアは、当事業の大まかな範囲を示し、既存の遊具設置箇所その他、周辺の花壇、ターザンロープ等を含め一体的な提案を行うことができる。

大型複合遊具更新予定箇所図



(4) 事業内容

ア 実施設計 一式

（現地測量、地質調査、詳細図面作成、構造計算に係る業務等）

イ 施工（撤去工事）一式

（既存大型複合遊具撤去工）

ウ 施工（整備工事）一式

（大型複合遊具製作・設置工、土工、基礎工、グラウンドカバー、安全柵、注意看板、芝張・園路補修等）

(5) 事業期間

契約日の翌日から令和8年3月13日（金）までとする。

(6) 契約上限額

最優秀提案者の提案金額を基本に協議の上定める。

ただし、上限提案金額は以下のとおりとする。

149,667千円（消費税等相当額を含む。）

4 要求事項

本事業の実施にあたっては、別紙プロポーザル要求水準書に従うこと。

5 プロポーザル参加資格及び条件

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。また、共同企業体（以下JVという。）での参加も可能とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 公告日現在において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査に基づく有資格者名簿の登載者を除く。）
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員と密接な関係を有する者ではないこと。
- (4) 筑紫野市指名停止等の措置に関する規則（平成24年筑紫野市規則第38号）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 本業務に係る審査委員会の委員又は委員が所属する機関に所属する者でないこと。
- (6) 施工を実施する法人は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条1項の規定による「とび・土工・コンクリート工事」に係る建設業の許可を有すること。
- (7) 施工を実施する法人は、過去10年間以内に公共工事又は民間工事の1つの工事の請負代金額が5,000万円以上の遊具の施工実績を有していること。なお、JVとして有する実績については、当該JVに対する出資比率20%以上を有し、自社の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置した場合に限る。
- (8) 参加者は、本業務に関して次のとおり現場代理人及び建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置すること。

A) 現場代理人

- (Ⅰ) 公共工事標準請負契約約款による現場代理人を設置すること。
- (Ⅱ) 参加者は、選定した現場代理人の氏名、住所及び経歴などを書面により提出すること
- (Ⅲ) 建設業法第19条の2第1項に定める現場代理人の権限に関する事項及び当該現場代理人の行為についての本市の請負人に対する意見の申し出の方法は、書面により本市に通知すること。
- (Ⅳ) 現場代理人は、令和7年5月8日以前に参加者と直接的かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有すること。

B) 主任技術者又は監理技術者

- (Ⅰ) 参加者は、選定した主任技術者又は監理技術者の氏名、住所及び経歴などを書面により提出すること。
- (Ⅱ) 主任技術者又は監理技術者は、令和 7 年 5 月 8 日時点において、建設業法に規定される資格・実務経験を有すること。
- (Ⅲ) 主任技術者又は監理技術者は、令和 7 年 5 月 8 日以前に参加者と直接的かつ恒常的に 3 ヶ月以上の雇用関係を有すること。
- (Ⅳ) 主任技術者又は監理技術者は本市の承諾を得て、現場代理人を兼ねることができる。
- (9) 一般社団法人日本公園施設業協会の SP 認定企業又は都市公園における遊具の安全確保に関する指針や遊具の安全に関する基準に準拠した製品を納めることができる企業であること。
- (10) 参加者、構成員は、他の参加グループの構成員になることはできない。

6 選考スケジュール ※ ただし、諸般の事情により日程を変更する場合がある。

日程	内容
4/3 (木)	公告
4/3 (木) ～4/15 (火)	実施要領等公表 (筑紫野市のホームページで公表)
4/3 (木) ～4/15 (火) 午後 5 時まで	参加表明書受付
4/16 (水) ～4/25 (金) 午後 5 時まで	実施要領等に関する質疑受付
5/8 (木)	質疑回答の公表 (筑紫野市のホームページに掲載)
5/9 (金) ～5/16 (金) 午後 5 時まで	【1 次審査】資格審査提出書類の受付
5/26 (月)	【1 次審査】結果の通知
6/2 (月) 午後 5 時まで	応募辞退届の提出
6/3 (火) ～6/9 (月) 午後 5 時まで	【2 次審査】提案審査提出書類の受付
6/19 (木) ～6/24 (火)	【2 次審査】提案者プレゼンテーション、ヒアリング
6/16 (月) ～6/24 (火)	小学校へのアンケート実施
7/7 (月)	最優秀提案者及び審査講評の公表
7 月下旬	契約

7 参加手続

(1) 実施要領書等の配布

- ① 配付期間：令和7年4月3日（木）～令和7年4月15日（火）
- ② 配付方法：筑紫野市ホームページによりダウンロードすること。

<https://www.city.chikushino.fukuoka.jp/>

(2) 参加表明書の提出

- ① 受付期間：令和7年4月3日（木）～令和7年4月15日（火）午後5時まで
- ② 提出書類：次に掲げる書類を提出すること。

No	書 類	様式
1	参加表明書	様式1号又は 様式2号-1
2	共同企業体結成届出兼委任状（共同企業体として参加表明する場合）	様式2号-2
3	現地調査申込書（現地調査を希望する場合）	様式3号

- ③ 提出方法：事務局持参又は郵送
- ④ 提 出 先：事務局（住所等は最終ページの【事務局】部を参照のこと）
※ 郵送の場合は、事務局あてに「筑紫野市総合公園大型複合遊具更新事業参加表明書在中」と朱書きし、配達証明付書留郵便で送付すること。
- ⑤ 注意事項：参加表明後に審査を辞退する場合は、必ず審査辞退届を提出すること。

(3) 質疑書の提出（任意）

実施要領等の内容に関して質疑がある場合、質疑書を提出することができる。ただし、審査に関する質疑は受け付けないものとする。

- ① 受付期間：令和7年4月16日（水）～令和7年4月25日（金）午後5時まで
- ② 提出書類：次に掲げる書類を提出すること。

No	書 類	様式
1	質疑書	様式4号

- ③ 提出方法：電子メールにより事務局へ提出

(4) 質疑回答の公表

- ① 回答日時：令和7年5月8日（木）
- ② 回答方法：市ホームページに掲載し、個別の回答は行わない。

(5) 1次審査書類の提出

- ① 受付期間：令和7年5月9日（金）～令和7年5月16日（金）午後5時まで
- ② 提出書類：次に掲げる書類を提出すること。ただし、5. 役員名簿（様式6号-2及び添付資料）については令和6・7年筑紫野市競争入札参加資格有資格者名簿に登載されていない企業のみ提出すること。

No	書 類	様式
1	業務実績等調書	様式 5 号－ 1
2	設計及び施工業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	様式 5 号－ 2
	【添付書類】 ・一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）が発行するコリンズの竣工登録の写し、完成認定通知書の写し又は工事履行証明書のいずれか1つを添付すること。完了確認ができない契約書等の写しは不可とする。 ・とび・土工・コンクリートに係る建設業の許可を証するものの写し ・一般社団法人日本公園施設業協会の SP 認定企業又は都市公園における遊具の安全確保に関する指針や遊具の安全に関する基準に準拠した製品を納めることができる企業であることを証するものの写し ・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	
3	配置予定技術者等の参加資格等要件に関する書類	様式 5 号－ 3
	【添付書類】 ・参加者との雇用関係を証明する資料（健康保険証の写し等）及び記載した保有資格を証する資料（免許証の写し等）を添付すること。	
4	暴力団排除に関する誓約書 【注意事項】 ・構成法人および協力業者がある場合は、代表法人、構成法人及び協力業者それぞれが提出すること	様式 6 号－ 1
5	役員名簿 【注意事項】 ・令和 6・7 年筑紫野市競争入札参加資格有資格者名簿に登載されていない企業のみ提出のこと。JV の構成法人の場合も同じ。 【添付書類】 ・登記事項全部証明書 ・納税証明書 ・使用印鑑届 ・印鑑証明書	様式 6 号－ 2
6	協力会社に関する書類	様式 7 号
7	電子データ（CD-R に格納したもの） 1 枚 上記 1～6 および添付書類を格納したもの。 様式 6 号－ 2 は Excel、その他は PDF データとする。	

③ 提出方法：事務局持参又は郵送

※ 郵送の場合は、事務局あてに「筑紫野市総合公園大型複合遊具更新事業 1 次審査資料 在中」と朱書きし、配達証明付書留郵便で送付すること。

(6) 1次審査結果の通知

- ① 通知日：令和7年5月26日（月）まで
- ② 通知方法：電子メールで1次審査書類提出業者へ個別に通知する。

(7) 審査辞退届等の提出（任意）

特段の事情により審査を辞退する場合、又はプロポーザル参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合に提出すること。

- ① 受付期限：令和7年6月2日（月）午後5時まで
- ② 提出書類：次に掲げる書類を提出すること。

No	書 類	様式
1	応募辞退届	様式8号
2	参加資格喪失届	様式9号

- ③ 提出方法：事務局持参又は郵送

(8) 参加資格の取消し

1次審査の通知日以降、参加事業者の構成員のいずれかが実施要領に定める参加資格を喪失した場合、若しくは、提出書類等に虚偽記載した場合、参加資格を取消した後、当該参加業者に対し文書で通知する。なお、取消し後の構成員の変更等による再受付は出来ない。

また、参加事業者の構成員または構成員の関係者が、選定委員、事務局職員等に対し、選定審査の妨害、あるいは、影響が生じる恐れがある連絡や接触行為の事実が判明した場合は、参加資格を取消した後、当該参加業者に対し文書で通知する。

(9) 2次審査書類の提出

- ① 受付期間：令和7年6月3日（火）～6月9日（月）午後5時まで
- ② 提出書類：次に掲げる書類を提出すること。

No	書 類	様式
1	技術提案書	様式10号
	【作成書類】 様式は任意。A3サイズ横 ・イメージ図（パース、鳥瞰図等） ・内部構造が分かる平面図、立面図 ・配置図（配置図には安全領域を記載すること） ・遊具概要図（コンセプト及び製品説明に関するものを含む） ・遊具、施設の安全確保と管理コストの低減に関する資料（使用部材等製品説明） ・完成後15年間に必要となる維持管理費用を1年毎にまとめたランニングコスト表（費用の内訳、対象施設、主要部材等が分かるもの） ・施工方法、スケジュールに関する書類 ・独自の提案に関する書類	

2	技術提案（概要版） A 3 サイズ	
	概要版を用いて、筑紫野市内の小学校を対象にアンケート調査を実施するため、小学生にも分かりやすいものを作成のこと。様式のレイアウトは右図を参照のこと。 パース等のイメージ図については、縮尺のあった背景及び人物を描写し、過度な装飾は行わないこと。 テーマやコンセプト 完成予想図 遊具の魅力 自由記入欄	
3	提案価格見積書	様式 11 号
	【見積書に関する留意事項】 ・ 見積書には消費税込みの総額を記載すること。 ・ 上限提案額を上回る見積書を提出したものは失格とする。 ・ 見積書及び内訳書の提出時に封入・封印は不要とする。	
4	提案価格内訳書	様式 12 号
5	電子データ（CD-Rに格納したもの） 1 枚	
	上記 1～4 および添付書類を格納したもの。 1 及び 3、4 はPDFファイル、2はPowerPoint ファイルとする。	

③ 提出方法：【事務局】持参又は郵送

※ 郵送の場合は、事務局あてに「筑紫野市総合公園大型複合遊具更新事業 2 次審査資料 在中」と朱書きし、配達証明付書留郵便で送付すること。

(10) 提案者プレゼンテーション、ヒアリング

① 開催日程：令和 7 年 6 月 1 9 日（木）～6 月 2 4 日（火）

※ 詳細な日時等については、後日事務局より連絡する。

② 留意事項：

ア 説明に要するプロジェクター、スクリーン、電源は事務局で準備する。その他の必要な機器類については、各提案者にて準備すること。

イ プレゼンテーションは、原則非公開とし、事務局の記録用として録音、録画を行う。

ウ 技術提案者は、プレゼンテーションにおいて、提案者名及び提案価格見積書の価格を公表してはならない。また、技術提案書と異なる説明や追加資料の配布は認めない。

(11) 結果の公表

① 公表の日程：令和 7 年 7 月 7 日（月）

② 公表の方法：筑紫野市公式ホームページにおいて公表し、全提案者に同日付文書により通知書を発送する。

- ③ 公表の内容：（ホームページ）最優秀提案者の商号又は名称及び点数、各順位の点数

※最優秀提案者以外の商号又は名称は公表しない

（通知書）提案者自身の順位及び点数、最優秀提案者の商号又は名称及び点数

8 評価手順

(1) 審査委員会の設置

筑紫野市総合公園大型複合遊具更新事業プロポーザル審査委員会設置要綱に基づき、審査委員会を設置する。

(2) 評価基準

プロポーザル要求水準書 5（別紙）評価基準により採点を行う。

(3) 第1次審査（書類審査）

応募事業者の参加資格等を事務局が確認し、実施要領に定める参加資格及び条件全ての要件を満たす者を第2次審査対象者とする。

なお、応募者が1者の場合も、資格審査を行い、第2次審査対象者として選定する。

(4) 第2次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）

- ① 提案方法：企画提案書に沿って、1事業者あたり 50 分（プレゼンテーション 30 分、準備・片付け 5 分、質疑応答 15 分）説明を行う。参加人数は5名までとする。

- ② 選定方法：評価基準に基づき以下のとおり算出した点数の最も高い者を最優秀者、次に高い者を優秀者として選定する。

審査委員の採点	+	小学生アンケート	+	価格評価
配点:360 点（5 段階評価）		配点:40 点（5 段階評価）		配点:100 点（金額差評価）

なお、評価点が同じ場合は、提案価格が低い者を上位とする。

③ 留意事項

ア 各審査委員の採点のうち、満点の5割に満たない審査員が1人でもいる場合、又は各審査項目のうち、3名以上の審査委員が E 評価（評価できない提案である）と判定する項目が1つでもある場合は不採択とする。

イ 市の要求水準を満たす提案が無かった場合は、候補者の選定は行わない。

ウ 提案者が1者しかいない場合であっても、審査基準に従い審査を行う。

(5) その他

- ① 次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 審査委員会及び事務局関係者に、プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合（筑紫野市総合公園大型複合遊具更新事業実施要領（以下「実施要領」という。）に定める手続きは除く。）

イ 審査の公平性に影響を与える行為があったと審査委員会が認めた場合

ウ 実施要領の規定に違反すると市長が認めた場合

エ 指定する様式（以下「様式」という。）によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合

A) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合

- B) 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合
- C) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- D) 虚偽の記載があるもの（契約締結後に事実関係が判明した場合においても同様とする。）

② 技術提案を履行できなかった場合の扱い

受注者が自らの責めにより技術提案が履行できなかった場合、次により算出した金額を違約金として徴収するものとする。

$\text{契約金額} \div \text{2次審査の評価点} \times \text{未達成項目の評価点} = \text{違約金}$

9 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と筑紫野市との間で、事業内容、経費等について再度調整を行った上で契約を締結する。
- (2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した応募辞退届（様式8号）を提出すること。
なお、この場合、次順位者を候補者とする。

10 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、応募辞退届（様式8号）により届け出るものとする。
- (2) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリング等に要する経費は、提案者の負担とする。

11 提出書類一覧表

(1) 参加表明に関する様式

様式番号	書 類	提出部数		書式
		正	副	
様式1号	参加表明書【単独企業用】	1		A4
様式2号-1	参加表明書【共同企業体用】	1		A4
様式2号-2	共同企業体結成届出兼委任状	1		A4
様式3	現地調査申込書（現地調査を希望する場合）	1		A4

(2) 質疑に関する様式

様式番号	書 類	提出部数		書式
		正	副	
様式4号	質疑書	1		A4

(3) 第1次審査(資格審査)に関する様式

様式番号	書 類	提出部数		書式
		正	副	
様式5号-1	業務実績等調書	1		A4
様式5号-2	設計及び施工業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	1		A4

様式 5 号－ 3	配置予定技術者等の参加資格等要件に関する書類	1		A 4
様式 6 号－ 1	暴力団排除に関する誓約書	1		A 4
様式 6 号－ 2	役員名簿	1		A 4
様式 7 号	協力会社に関する書類	1		A 4

(4) 応募辞退時に関する様式

様式番号	書 類	提出部数		書式
		正	副	
様式 8 号	応募辞退届	1		A 4
様式 9 号	参加資格喪失届	1		A 4

(5) 第 2 次審査(提案審査)に関する様式

様式番号	書 類	提出部数		書式
		正	副	
様式 1 0 号	技術提案書	1		A 4
	技術提案書の作成書類一式	1	1 4	A 3
様式 1 1 号	提案価格見積書	1		A 4
様式 1 2 号	提案価格内訳書	1		A 4

< 提出書類作成の注意事項 >

- (1) 技術提案書及び価格提案書については、1 者につき 1 提案に限る。
- (2) 真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。
- (3) 技術提案書の副本には会社の名称、マーク等応募者を特定できるような表示は行わないこと。
- (4) パース等のイメージ図については、縮尺のあった背景及び人物を描写し、過度な装飾は行わないこと。
- (5) すべての提出書類は提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、筑紫野市から指示があった場合を除く。
- (6) 筑紫野市が必要と認める場合は、追加書類の提出又は修正を求めることがある。
- (7) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位とする。
- (8) 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、開示対象になる可能性がある。

【事務局】

筑紫野市 建設部 管理保全課 公園担当
住所：〒818-8686 福岡県筑紫野市石崎 1 丁目 1 番 1 号
TEL：092-923-1111 FAX：092-923-7979
E-mail：ijikanri@city.chikushino.fukuoka.jp
市 HP：https://www.city.chikushino.fukuoka.jp/